

滋賀県制度融資のご案内

政策推進資金(GX・DX推進枠)

GX・DXに取り組む県内中小企業の皆さんを応援するため、地球温暖化に対応する脱炭素化等に向けたGXの取組や、デジタル技術の活用等によるDXに取り組む、経営課題の解決や生産性の向上を図る際に必要となる場合にご利用いただける融資制度を設けています。

資金使途	経営課題の解決や生産性の向上を目的として、地球温暖化に対応する脱炭素化等に向けたGXの取組や、デジタル技術の活用等によるDXの取組に必要な設備資金および運転資金
融資対象者	次のいずれかに該当する中小企業者、協同組合等 ① 脱炭素、省エネ、水質・大気汚染対策、ネイチャーポジティブ対応等GXに係る取組や、設備を導入しようとする者 ② 県が行う「しがCO ₂ ネットゼロ」ムーブメントの取組に賛同するとともに、別表に掲げる省エネ、CO ₂ 排出量削減等に係る設備を導入しようとする者 ③ 経営課題の解決や成長・競争力の強化を図るため、デジタル技術の活用や、システムの導入によりDXに取り組む者
融資限度額 (※1)	融資対象者① 1億円 融資対象者② 1,000万円 融資対象者③ 3,000万円
融資利率 (※2)	年1.95%
融資期間 (※3)	10年以内(措置2年)
信用保証料 (※4)	必要に応じて保証 融資対象者①・③の場合 保証料率 年0.45~1.90% 融資対象者②の場合 保証料率 年0.00~1.40%
担保・保証人 (※5)	保証協会または金融機関の定めるところによる
受付機関	中小企業者：各商工会議所、商工会 協同組合等：中小企業団体中央会
取扱金融機関	滋賀銀行、関西みらい銀行、大垣共立銀行、京都銀行、福井銀行、滋賀中央信用金庫、長浜信用金庫、湖東信用金庫、京都信用金庫、京都中央信用金庫、滋賀県信用組合、滋賀県民信用組合、商工組合中央金庫、京滋信用組合、近畿産業信用組合 滋賀県信用農業協同組合連合会

※1 設備資金の場合は、融資対象者について、借入申込時に所要資金の30%以上の支払いがされていないこと。

融資限度額は、本制度および旧制度(成長産業育成枠)、(省エネ・再生可能エネルギー枠)、(CO₂ネットゼロ推進枠)および(DXデジタル推進枠)の残高を含む。

※2 4月1日現在の利率であり、今後金融情勢等により変更することがある。

※3 融資期間は1年以上とすること。

※4 有担保の場合は0.1%の割引あり。

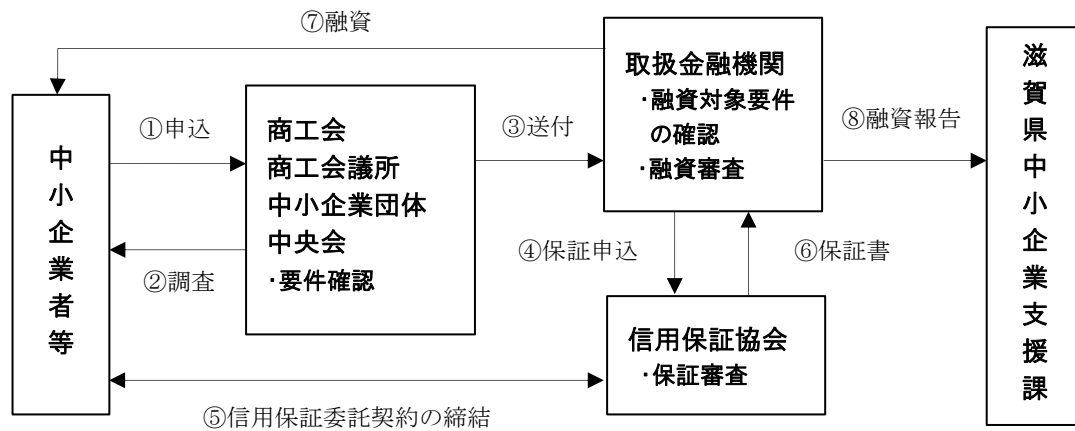
※5 申込者が法人の場合は、一定の要件を満たし、保証料を上乗せすることにより、経営者保証の非提供を選択できることがある。このときの保証料負担率等は、「事業者選択型経営者保証非提供制度要綱」等を参照すること。

(特記事項) 上記資金の融資対象に該当しない場合でも、他の資金が活用できる場合があります。

また、融資対象者であっても、金融機関や信用保証協会の審査により、ご希望に添えない場合があります。

政策推進資金(GX・DX推進枠) 融資の流れ

融資を希望される場合は、商工会・商工会議所・中小企業団体中央会にお申し込みください。



滋賀県では「滋賀県中小企業の活性化の推進に関する条例」を制定し、中小企業の活性化を推進しており、この事業も、条例に基づき実施される中小企業活性化施策の一つです。

しが金融ホットライン



融資に関するご相談など

中小企業の皆様の声をお聞きします！

また、県の融資制度等について

具体的な内容等をご説明します！

電話番号：077-528-3732

※留意事項

- 県が所管している融資制度等以外のご相談につきましては、内容に応じて、関係機関等を紹介させていただくことがあります。
- 苦情等につきましては、お聞きした内容を今後の対応に反映させていただくほか、必要に応じ、関係機関へ情報提供や他機関の紹介をさせていただくことがあります。
なお、個別のトラブル等につきましては、あっせん・仲介・調停を行うことはできませんので、ご了承ください。

お問い合わせ先

滋賀県 商工労働部 中小企業支援課 金融支援係

〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号

TEL：077-528-3732

FAX：077-528-4871